

## 名誉会員に関する規則

令和3年3月19日 理事会制定

令和6年12月6日 理事会改定

第1条 一般社団法人岩の力学連合会（以下、本連合会という。）の名誉会員規定は、定款の定める他、本規程の定めるところによる。

第2条 本連合会の名誉会員の推薦は、次のとおりとする。

- ・推薦は原則として年1回とする。
- ・理事会が社員総会に名誉会員候補者を推薦する。
- ・名誉会員の候補者は、現に本学会の会員であり、連合会の会員として20年以上在籍しており、年齢が前年度末日で70歳を越えている者で、以下の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 理事長に在職した者
- (2) ISRM の総裁または副総裁に在職した者
- (3) 岩の力学分野で大きな功績があったと認められる者

第3条 名誉会員の権利は、次のとおりとする。

- ・名誉会員は、翌年度からの本連合会への会費納入義務はないものとする。令和7年度以降名誉会員を贈呈された会員が ISRM 会員の継続を希望する場合は、会費を納付すること。
- ・役員の被選挙権及び選挙権は有しない。

第4条 本規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、令和3年3月19日より施行する。